

保有個人情報の目的外利用・外部提供の実施状況報告（令和 5 年度実績）

「個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という）」第 69 条に基づき、保有個人情報の目的外利用や外部提供は法令に定めがある場合を除き原則禁止されていますが、法第 69 条第 2 項各号に該当する場合は、例外的に利用又は提供することが可能となっています。

（※3 ページ法抜粋参照）

令和 5 年度に各部等で実施した目的外利用・外部提供の状況について、以下のとおり報告いたします。

なお、目的外利用・外部提供に関して、令和 4 年度までは「いわき市個人情報保護条例（令和 5 年 3 月末廃止）」に基づく制度運用として、類型承認基準により処理してきましたが、令和 5 年 4 月 1 日改正法の施行により、令和 5 年度からは地方公共団体にも全国的な共通ルールが適用されています。

1 部等別実施件数

部等名	目的外利用	外部提供	小計
総合政策部	2 件	1 件	3 件
危機管理部	0 件	2 件	2 件
総務部	0 件	1 件	1 件
財政部	21 件	1 件	22 件
市民協働部	21 件	24 件	45 件
生活環境部	0 件	2 件	2 件
保健福祉部	21 件	105 件	126 件
こどもみらい部	2 件	2 件	4 件
農林水産部	1 件	1 件	2 件
土木部	1 件	1 件	2 件
都市建設部	2 件	0 件	2 件
農業委員会	0 件	1 件	1 件
教育委員会	1 件	1 件	2 件
消防本部	0 件	5 件	5 件
水道局	0 件	39 件	39 件
医療センター	0 件	14 件	14 件
合 計	72 件	200 件	272 件

2 該当区分別実施件数

該当区分（法 69 条）	件数
第 1 項 法令に基づく場合	145 件
内訳・刑事事件における関係行政機関等への提供 54 件 ・民事事件における関係行政機関等への提供 3 件 ・その他の法に基づく利用又は提供 88 件（弁護士法、災害対策基本法等）	
第 2 項第 1 号 本人同意、本人提供	63 件
第 2 項第 2 号 所掌事務、業務の遂行	38 件
第 2 項第 3 号 他の行政機関等への提供	20 件
第 2 項第 4 号 統計又は学術研究	0 件
第 2 項第 4 号 本人の利益（表彰・委員講師選任等）	8 件
第 2 項第 4 号 その他特別の理由（市民福祉の向上、効率的事務執行等）	5 件
合 計	279 件

（※複数区分に該当する案件があるため「1 部等別実施件数」の合計数とは一致しません。）

3 総務部協議実施状況報告

目的外利用・外部提供の申請があった場合には、いわき市個人情報保護制度運用の手引に従い、情報保有部において法令に合致するものか、また過去に類型承認された事例があるかなど、適否の判断を行います。

ただし、過去に類型承認を行った案件以外の申請があった場合には、情報保有部から総務部へ協議を行い法第 69 条への該当性の確認を行います。令和 5 年度の総務部協議の実施状況について別紙のとおり報告します。（法令に基づく場合や本人同意がある場合、本人提供の場合は、協議の対象外としております。）

参考：『個人情報の保護に関する法律』抜粋

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

目的外利用・外部提供に係る総務部協議の実施状況報告（令和5年度実績）

【別紙】

○外部提供 法第69条第2項第3号（他の行政機関等への提供）

No.	情報保有課等	情報利用課等	事務事業名	事務事業の概要	データ利用等目的	個人情報の内容	総務部の判断
1	市民協働部 国保年金課	福島県保健福祉部 医療課	次期福島県医療計画の策定	次期福島県医療計画の策定にあたり、県民の医療データを集積し、各市町村・地域・対象等の受療動態や特徴・傾向について分析する。	次期福島県医療計画の策定にあたり、県民の医療データを集積し、各市町村・地域・対象等の受療動態や特徴・傾向について分析し、県・医療圏ごとの医療提供体制の評価・検討等に活用するため。	国保総合システムレセプト電算コード情報（国保・後期高齢者レセプトデータ）（平成30年5月審査分～令和4年4月審査分） ①医科、②DPC、③調剤、④被保険者管理台帳	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあたり必要な限度であり、福島県において当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。 また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではないと認められる。
2	保健福祉部 障がい福祉課	選挙管理委員会	投票所入場券（選挙のお知らせ）の交付	令和6年度以降に執行する選挙から、文字による情報取得が困難である視覚障がい者に対し、音声コード付き封筒による投票所入場券を交付する。	文字による情報取得が困難である視覚障がい者に対し、音声コード付き封筒による投票所入場券を交付するため、その事前準備として対象者を抽出するもの。	身体障害者福祉法に基づく視覚障害者の①氏名、②住所、③生年月日、④市民番号、⑤身体障害者等級別表による級別及び障害名	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあたり必要な限度であり、いわき市選挙管理委員会において当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。 また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではないと認められる。
3	市民協働部 国保年金課	福島県（生活交通課）	福島県地域公共交通計画調査策定業務	県と市町村等関係者が連携し、レセプトデータを始め、県全域の公共交通の各種データを収集し、公共交通の把握、課題の整理等を行うとともに、地域公共交通の持続性・利便性を高めることを目的とした「地域公共交通計画」を策定するため。	県と市町村等関係者が連携し、レセプトデータを始め、県全域の公共交通の各種データを収集し、公共交通の把握、課題の整理等を行うとともに、地域公共交通の持続性・利便性を高めることを目的とした「地域公共交通計画」を策定するため。	国保総合システムのデータベースより出力されるレセプトデータ（令和5年4月診療分） ①医療機関コード、②保険者番号、③被保険者証番号、④診療年月、⑤入院年月日、⑥診療実日数	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあたり必要な限度であり、福島県において当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。 また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではないと認められる。

○外部提供 法第69条第2項第4号(その他特別の理由)

【別紙】

No.	情報保有課等	情報利用課等	事務事業名	事務事業の概要	データ利用等目的	個人情報の内容	総務部の判断
1	市民協働部 国民年金課	いわき市医師会	心不全重症化予防プロジェクト事業	・市内医療機関および医師に対して「心不全ステージB 患者の定期的な心機能検査の実施」を促進するためのリーフレットを送付 ・心不全ステージB 患者を診ている医師は、患者の症状や検査状況から判断し、胸部X線検査等の心機能検査を実施 ・心機能検査の実施増加の有無および慢性心不全の新規診断の有無をいわき市から提供を受けたレセプトデータをを用いて効果測定	いわき市民の慢性心不全の予防・早期発見に効果的な取り組みを客観的に明らかにするために、レセプトデータをを用いることで本件事業の客観的な効果を定量的かつ網羅的に測定する。	国保総合システムのデータベースより出力されるレセプトデータのうちの情報。(平成30年7月診療分～令和6年1月診療分) ①疾患に関わる各1単位レセプト(冠動脈疾患、心房細動、不整脈、弁膜症、心不全、その他併存疾患として確認すべき疾患) ②以下の検査に関わる各1単位レセプト(BNP検査、NT-proBNP検査、心臓超音波検査、心電図検査、胸部X線検査)	いわき市医師会は行政機関と同様に公益性の高い団体であり、当該事業は本市における市民の健康寿命に延伸に資する公益性の高い事業である。 また、提供しようとする個人情報の範囲については当該事業の効果検証にあたり必要な限度であり、本件外部提供の利用目的及び方法について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではないと認められる。

No.	情報保有課等	情報利用課等	事務事業名	事務事業の概要	データ利用等目的	個人情報の内容	総務部の判断
1	都市建設部住まい政策課	都市建設部都市計画課	空家実態調査結果	都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査の項目のうち、土地利用状況を把握することを目的とした「土地利用調査」	当該調査の項目のうち、土地利用状況を把握することを目的とした「土地利用調査」において、空家に係る資料が必要となることから、空家実態調査結果の提供を求めるもの。	空家実態調査結果(空家台帳) ①所在地 ②調査結果(空家) ③建物登記情報(家屋番号) ④意向調査・回収状況(回答状況) ⑤住宅地図上に位置を書き込んだもの	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあたり必要限度であり、都市計画課において当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではないと認められる。
2	保健所総務課	こどもみらい部こども家庭課	出産・子育て応援金事業	妊娠届出時の妊婦から、出生後の特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児の見通しをたてるための面談や継続的な情報発信の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費や、子育て支援サービスの利用料負担軽減を図るための応援金の支給を行う。	妊娠届に基づき出産予定月毎に、概ね妊娠8ヶ月を迎える妊婦を抽出しアンケート実施することから、死産届における母の氏名、生年月日の情報から、月のアンケート対象者に死産届が提出された母がいないかを確認。	「出産・子育て応援金事業」において妊娠後期に実施するアンケート対象者から、死産届が提出された者を除くための死産届における以下情報。 ①届出日、②受付日、③母の氏名・生年月日④死産があつたとき(日付のみ)、⑤死産があつたときの母の住所(住民登録)	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあたり必要限度であり、こども家庭課において当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではないと認められる。
3	市民協働部市民課	市民協働部生活安全課	墓園の各種申請	墓園の各種申請の際にすべての使用者に対し住民票の写しの添付を求めている。住民登録のある市民に対し負担が生じていることから、目的的外利用により負担を解消するもの。	いわき市墓園条例及び施行規則に基づく使用許可等を行う際に、市内在住の使用人及び代理人の特定をするため。	市営墓園所有者等の個人情報 ①住所、②氏名、③生年月日、④異動内容	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあたり必要限度であり、生活安全課において当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではないと認められる。